

# 宮崎県動物愛護管理推進計画

平成26年4月

宮 崎 県

# 宮崎県動物愛護管理推進計画 目次

## 第1章 動物愛護管理推進計画の考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけと性格	1
3	計画期間と進行管理	2
4	計画の基本方向	2
	(1) 動物愛護の普及啓発と定着	2
	(2) 動物の適正飼養管理の推進	2
	(3) 県民参加と協働による動物愛護管理推進体制の構築と関係者の役割	3
	① 県の役割	
	② 市町村の役割	
	③ 一般社団法人宮崎県獣医師会の役割	
	④ 動物愛護団体等の役割	
	⑤ 動物愛護推進員（動物愛護民間ボランティア）の役割	
	⑥ 動物取扱業者の役割	
	⑦ 動物園などの動物展示施設の役割	
	⑧ 学校等教育関係機関の役割	
	⑨ 動物の飼養者の役割	
	⑩ 県民の役割	
5	宮崎県の動物愛護の現況	4
	(1) 動物愛護関係指標の現況	4
	① 法第35条に基づく犬及び猫の引取り頭数	
	② 犬及び猫の殺処分頭数	
	③ 不適切な管理に起因する苦情相談受付件数	
	(2) 動物愛護管理施設の現況	4
6	動物愛護管理推進目標の設定	5
	(1) 犬及び猫の殺処分数	5
	(2) 所有者明示（個体識別）措置	5
7	動物愛護管理施策の体系	6

## 第2章 具体的な取組

1 県民への動物愛護意識の普及啓発	7
【現状と課題】	7
【推進の方向と具体的施策】	7
（1）動物の終生飼養の責務、遺棄や虐待防止等動物愛護の普及啓発	7
（2）啓発活動の強化	8
2 動物の適正な飼養管理の普及啓発	9
【現状と課題】	9
【推進の方向と具体的施策】	9
（1）動物の適正な飼養管理の推進	9
（2）啓発活動の強化	10
3 県民参加型の動物愛護推進のための体制づくり	11
【現状と課題】	11
【推進の方向と具体的施策】	11
（1）動物愛護推進員の委嘱と行動計画の充実	11
（2）動物愛護関係者の資質向上	12
4 動物愛護団体の育成と強化	13
【現状と課題】	13
【推進の方向と具体的施策】	13
（1）動物愛護団体等への支援	13
（2）動物愛護団体等の連携強化	13
5 動物取扱業者への指導と啓発	14
【現状と課題】	14
【推進の方向と具体的施策】	14
（1）動物取扱業者への適正飼養管理の指導	14
（2）動物取扱業者との動物愛護管理活動の連携	14
6 犬及び猫の引取り業務の改善	16
【現状と課題】	16
【推進の方向と具体的施策】	16
（1）引取りの削減	16
（2）引取り手数料の改定	17
7 譲渡の推進	18
【現状と課題】	18
【推進の方向と具体的施策】	18
（1）「みやざきドッグ愛ランド」譲渡システムの推進と普及啓発	18
（2）引取りを行った犬及び猫についての譲渡への取り組み	18

(3) 第二種動物取扱業等ボランティアとの協働	-----	19
8 飼養者のいない猫の「地域猫」への取り組み	-----	20
【現状と課題】	-----	20
【推進の方向と具体的施策】	-----	20
(1) 地域と行政及び民間との協同による「地域猫」や「TNR」 への取り組みの推進	-----	20
9 学校教育との連携	-----	21
【現状と課題】	-----	21
【推進の方向と具体的施策】	-----	21
(1) 学校獣医師設置モデル事業の推進と支援体制の構築	-----	21
(2) 幼児・児童・生徒に対する動物とのふれあいや 適正飼養についての普及啓発	-----	21
10 動物由来感染症対策	-----	22
【現状と課題】	-----	22
【推進の方向と具体的施策】	-----	22
(1) 動物由来感染症に関する正しい知識の普及	-----	22
(2) 動物由来感染症の情報収集とその提供	-----	22
(3) 動物由来感染症マニュアルの作成	-----	23
(4) 宮崎大学との連携	-----	23
11 災害時対策	-----	24
【現状と課題】	-----	24
【推進の方向と具体的施策】	-----	24
(1) 動物の飼い主の備え	-----	24
(2) 災害対策に備えた県、獣医師会、市町村及び関係団体との連携	-----	24
(3) 災害時の動物救護対策	-----	25
(4) 特定動物の災害時対策の徹底	-----	25

## 第1章 動物愛護管理推進計画の考え方

### 1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化が進行する中で、癒しをペット動物に求める気風がより一層高まっています。

とりわけ、従来の愛玩動物としてではなく、人生の伴侶動物、いわゆる「コンパニオンアニマル」としての役割をペット動物が担うようになり、飼主の心を癒し、さらに生きる支えにもなる存在として位置付けられています。

しかしながら、一方では不適切な動物の飼養管理により、近隣の人々へ迷惑や危害を加えたり、一部の無責任な飼養者による動物の遺棄、虐待などの問題も依然として跡を絶ちません。

「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）」では、動物が「命ある存在である」ということを基本に、動物の適正な取扱いや飼養管理を行うことにより、人と動物とのより良い絆を作り、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るとともに動物による人の生命、身体財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的のひとつとしています。

「宮崎県動物愛護管理推進計画」は、法第5条の規定に基づき国が策定し平成18年10月31日に告示、平成25年8月に改正された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」に即したものであり、「人と動物が真に共生する地域社会」の実現に向けて、県民ひとりひとりの中に動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した適正な飼育方法等を普及するため、県、市町村、関係機関・団体、地域、動物の飼養者や県民等の役割や、今後取り組むべき方策を明確にし、相互に連携しながら推進すべき動物愛護に関する施策を具体的に示したものです。

また、法の中では、家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物、特定動物等、人との関わりのある動物が対象とされていますが、この計画では純粋な野生動物は除き、主に家庭動物など人の占有下におかれた動物を対象としています。

### 2 計画の位置づけと性格

この計画は、県の実情を踏まえ、県の動物愛護管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、県、市町村、民間の連携による計画

的かつ統一的な施策遂行を図るためのものです。

この計画の実現には、行政のみならず関係団体、地域、動物の飼養者や県民など、多くの関係者の連携や実践行動等が不可欠であり、地域での日常生活の様々な場面を通じて、この計画が協働して推進されることを期待するものです。

なお、中核市である宮崎市は、その権限に基づき独自に動物愛護管理業務を実施していますが、この計画を実施するにあたっては、県と宮崎市とが連携をとりながら計画に基づく施策を実施し、県全体として一体性を持った施策を推進していきます。

### 3 計画期間と進行管理

この計画の期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間とし、計画の進捗状況等については、毎年度、計画の達成状況を点検し、施策に反映させることとします。

また、基本指針の見直しが概ね5年を目処に行われることとなっておりますので、これに合わせた見直しを必要に応じて行うものとします。

### 4 計画の基本方向

動物の適切な愛護及び管理を推進するために、各種動物愛護事業において総合的な取組を行い、動物愛護行政の充実を図ります。

#### (1) 動物愛護の普及啓発と定着

動物が命ある存在であることを踏まえ、広く県民の間に動物を愛護する風風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操等の涵養を図るとともに、動物の終生飼養、動物の虐待や遺棄の防止、動物の適正な取扱いについて、県、市町村、関係機関、団体、地域、動物の飼養者等、多くの関係者が連携して、学校教育などの教育活動や広報活動などを通じ、県民への動物愛護思想の普及啓発に努め、日常生活への定着に取り組みます。

#### (2) 動物の適正飼養管理の推進

動物を適正に飼養し管理することは飼養者の責務であり、飼養している動物の健康と安全を保持し、人の生命や財産への危害を防止し、動物の飼養による他人への迷惑防止に常に留意することは飼養者に課せられた重要な責任です。

しかしながら、県内では、犬の飼養における基本である狂犬病予防措置、あるいは係留義務等を守っていない飼養者が依然見受けられ、動物の適正飼養に関する飼養者の認識は、いまだ不十分であると言わざるをえません。

このようなことから、県、市町村、関係機関、団体、ボランティア等が

連携し、動物の適正飼養管理と飼養者責任の徹底に関する啓発とモラル向上に取り組み、「人と動物が真に共生する地域社会」づくりを進めていきます。

(3) 県民参加と協働による動物愛護管理推進体制の構築と関係者の役割

① 県の役割

県は動物愛護管理推進の中核として、市町村、関係機関、団体、ボランティア等との緊密な連携のもと動物愛護管理推進体制を構築するとともに、この計画全体の進行管理を行います。

② 市町村の役割

市町村は、この計画に基づき、地域の実情に応じたきめ細やかな主体的取組を行い、動物の飼養者や住民に対する普及啓発を推進します。

③ 一般社団法人宮崎県獣医師会の役割

県獣医師会は公益的な職能団体としてその専門的な立場から、動物の保健衛生並びに適正管理の面からこの計画を推進します。

④ 動物愛護団体等の役割

動物愛護団体等（動物の愛護及び管理に関する社会的な活動を行なっている個人的なグループ等も含む。）は、この計画の推進にあたり、行政と連携しつつ飼養者に対し実施可能な支援及び協力を行ないます。

⑤ 動物愛護推進員（動物愛護民間ボランティア）の役割

動物愛護推進員は、日常的な活動を通じてこの計画を推進します。

⑥ 動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、自らが動物の適正な飼養管理を行なうことはもとより、その業務を通じて顧客等に対して正しい知識の提供と普及啓発に努め、この計画の推進に協力します。

⑦ 動物園などの動物展示施設の役割

動物園をはじめとする展示動物関係施設は、その業務を通じて動物愛護の普及啓発に努め、この計画の推進に協力します。

⑧ 学校等教育関係機関の役割

学校をはじめとする教育関係機関は、幼児・児童・生徒に対する動物愛護教育に努め、この計画を推進します。

⑨ 動物の飼養者の役割

動物の飼養者は、飼い犬の登録や狂犬病予防注射など法令を遵守し、動物が命ある存在であることを十分に認識して終生飼養に努めるとともに、動物が生活環境の保全上の支障を生じさせることがないように適正な飼育管理に努め、「人と動物が真に共生する地域社会」の実現のために飼養者責任について十分理解し、それを実行します。

⑩ 県民の役割

県民は、この計画を理解し、「人と動物が共生する地域社会」実現のために必要な協力を行います。

## 5 宮崎県の動物愛護の現況

### (1) 動物愛護関係指標の現況

#### ① 法第35条に基づく犬及び猫の引取り頭数

平成20年に策定した犬及び猫の引取り数を平成30年度までに平成18年度と比較して半減させる目標を達成するために、犬及び猫の飼養者がやむを得ず継続して飼養できなくなった場合には、適正飼養できる者に譲渡するよう啓発及び指導を行い、新たな飼養者が見つからない場合に限り、引取りを行ってきました。

結果、平成24年度には、平成18年度と比較して、犬については67%減、猫については37%減となっています。

しかしながら、未だに動物の生態、習性及び生理に関する知識不足、住宅環境及び家族構成の変化や動物の寿命等を考慮せずに飼養された結果、引取りを依頼する事例がまだ見受けられます。

#### ② 犬及び猫の殺処分頭数

平成24年度の犬及び猫の殺処分頭数は、犬が1,028頭、猫が2,024頭となっています（負傷動物として、犬10頭、猫198頭を含みます。）。

平成18年度と比較して、犬については70%減、猫については45%減となっています。

#### ③ 不適切な管理に起因する苦情相談受付件数

県や市町村には、犬の放し飼いに代表される不適切な動物の管理に起因する様々な苦情が数多く寄せられています。

苦情の多くは、飼養者自身がその管理責任を遵守し、適正な飼い方を徹底することにより解決できる、あるいは防止できるものです。

### (2) 動物愛護管理施設の現況

保護、あるいは引き取った犬及び猫は県内5箇所にある動物保護管理所で管理しています。

動物保護管理所は昭和40年代に建築され、かなり老朽化が進んでいることに加え、元来、「狂犬病予防法」及び「宮崎県犬取締条例」で捕獲抑留した犬を管理する施設であり、抑留期間中の疾病対策等、動物愛護の観点からみると不備な部分が多いのが現状です。

また、基本指針の中にも施策の実行を支える基盤の整備として「基幹的な拠点としての動物愛護管理施設等の拡充」が謳われています。

そのため、動物愛護の観点に立ち、適正譲渡を前提とした犬及び猫の管



理を実施するためには、動物保護管理所とは別の施設で管理することが望ましいと言えます。

このため、平成20年8月より譲渡推進事業として、中央動物保護管理所の敷地内に譲渡保管施設「ひまわりの家」を設置し、運営管理をNPO法人等の愛護団体に委託し、犬及び猫の譲渡を推進してきました。

## 6 動物愛護管理推進目標の設定

平成24年の法改正により所有者の責務として終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務が明文化され、その規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、都道府県知事等は引取りを拒否することができるようになりました。今後、終生飼養や適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的な広報が求められます。

また、都道府県知事等が引取りを行った犬及び猫についても、殺処分がなくなることを目指して、所有者に返還するよう努め、所有者が発見できないものについては、飼養を希望する者へ譲渡するよう努めることが努力義務規定として明文化され、更なる適正飼養の推進、譲渡の推進が求められています。

このため、引取り頭数については現況でも述べておりますが、平成24年度末でほぼ目標を達成していることから、目標を次のとおりとします。

なお基準とする年度は、直近の平成24年度に変更し、今後の進捗状況がわかりやすいようにしました。

### (1) 犬及び猫の殺処分数

犬及び猫の引取りの抑制、譲渡の推進並びにこの計画で実施する施策等とおして、犬及び猫の殺処分数（負傷動物を除く）を平成35年度までに平成24年度比で3分の1に減少させることを目指します。

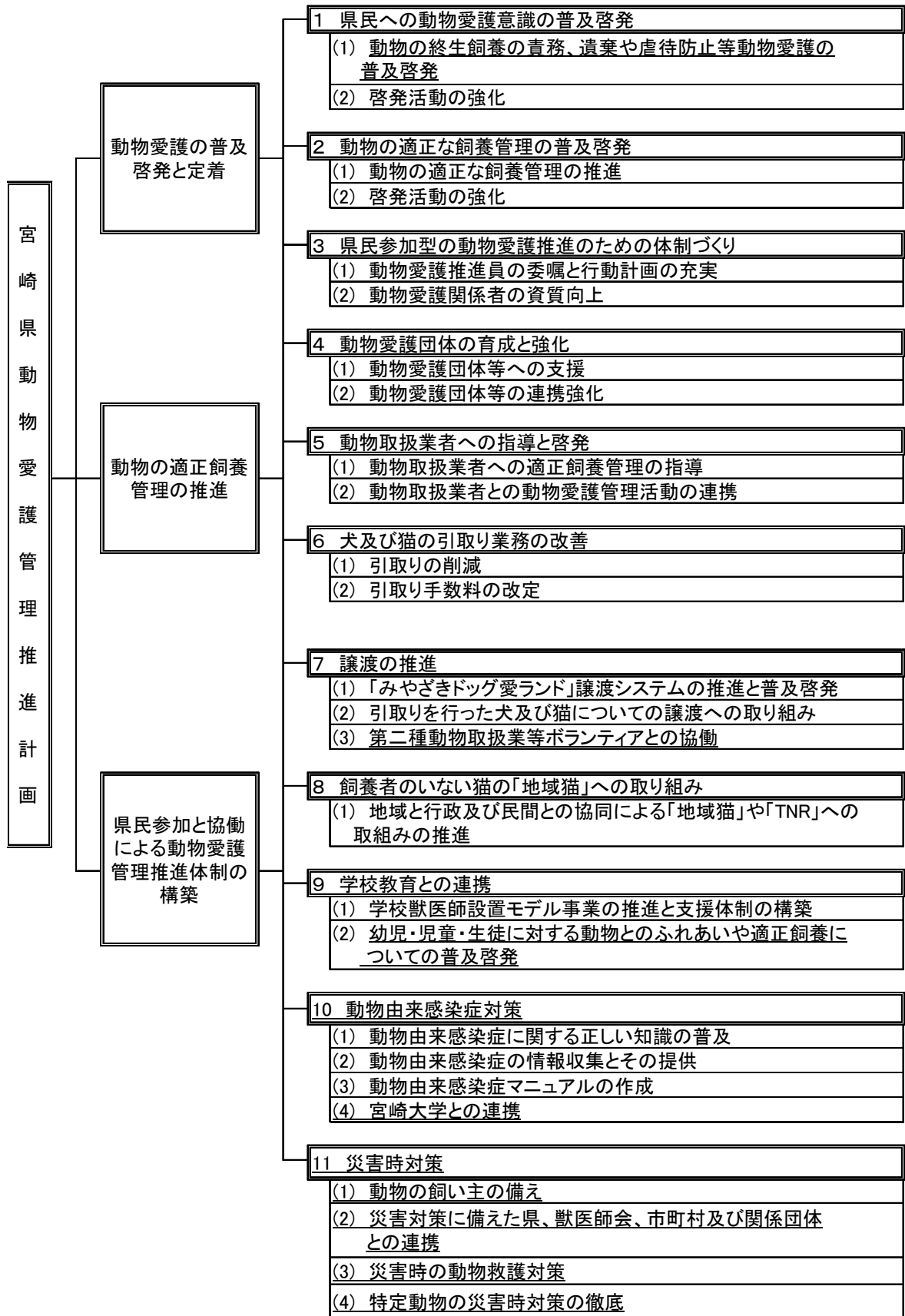
### (2) 所有者明示（個体識別）措置

法で動物の所有者又は占有者の責務として規定されている所有者明示措置（名札やマイクロチップの装着等）については、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にすることから、更なる普及啓発を図り、その実施率向上を図ります。

## 7 動物愛護管理施策の体系

(計画の基本方向)

(具体的な取組)



## 第2章 具体的な取組

### 1 県民への動物愛護意識の普及啓発

#### 【現状と課題】

本県は、法第4条に規定する動物愛護週間（9月20日～26日）にちなみ、（一社）宮崎県獣医師会、管内市町村等の関係者の協力を得ながら、毎年「動物愛護啓発」事業を、台風の影響のない11月頃行い、動物愛護意識の県民への普及啓発に努めるとともに、県や市町村広報を通じ、リーフレット等による啓発にも取り組んできました。

一方、県内では身近な家庭動物として約7万頭の犬が狂犬病予防法に基づき登録されています。

猫については、そのような集計はありませんが、（一社）ペットフード協会の推計では全国で約970万頭の猫が飼われており、宮崎県でも相当数の猫が飼われているとみられます。

そこで、動物愛護に対する意識の浸透度合いを推し量る指標ともいえる犬及び猫の引取り頭数についてみると、犬では平成18年度2,117頭であったものが、平成24年度692頭、猫については、平成18年度3,709頭であったものが、平成24年度2,353頭と減少傾向にあるものの、依然として多くの犬及び猫を引取っています。

これは、ペットが伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在になりつつある一方、飼養者の終生飼養責任が遵守されていないことを意味しており、平成24年の法改正により、人と動物の共生する社会の実現を図ること、動物の所有者の責務として終生飼養等が明記されたこと等も踏まえ、今後とも更なる対策が求められます。

また、平成25年に改正された「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」には、都道府県等に犬及び猫の引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識するよう明記されており、飼養に先立って、将来にわたる飼養の可能性について、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努める必要があります。

#### 【推進の方向と具体的施策】

##### （1）動物の終生飼養の責務、遺棄や虐待防止等動物愛護の普及啓発

- ① 動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法を普及啓発し、「責任ある飼養者」を育成するとともに、動物の終生飼養の徹底及び遺棄や虐待のない社会環境を作り育てます。

ア 動物愛護啓発事業の開催

- イ 環境省告示の「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」の普及啓発  
 ウ 犬及び猫の終生飼養に対する啓発活動

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	○	◎	○	○	○	○
①イ	◎	◎	○	○	○	○	○
①ウ	◎	◎	○	○	○	○	○

◎主体、○協力・支援

(2) 啓発活動の強化

- ① 動物愛護の普及啓発に関する市町村の取組みを強化します。  
 ア 市町村の動物愛護普及啓発担当窓口の明確化  
 イ 動物愛護週間事業における啓発活動の強化  
 ウ 動物愛護管理関係情報の提供機能の充実  
 エ 県・市町村・獣医師会との連携強化

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	○	◎	○	○	○	□	□
①イ	◎	○	○	○	○	○	○
①ウ	◎	○	○	○	○	○	○
①エ	◎	◎	◎	○	○	□	□

◎主体、○協力・支援、□その他

## 2 動物の適正な飼養管理の普及啓発

### 【現状と課題】

法では、飼養者の責務としてその所有動物を適正に飼養するとともに、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせたり、人に迷惑を及ぼすことのないように適切な管理を行なうこと、所有する動物に起因する感染性の疾病についての知識を習得し、その予防方法等について注意を払うこと及び所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めることとされています。

さらには、その所有する動物について、マイクロチップの装着等の所有者明示措置を行なうよう努めることが規定されていますし、従来から、犬については狂犬病予防法に基づき鑑札の装着が義務付けられています。

しかしながら、所有者不明で保護及び引取りされる犬及び猫は依然として多く、平成24年度は、犬1,365頭、猫721頭となっています。

また、生活環境等への苦情届出件数も依然として多く、平成24年度は、犬2,292件、猫1,016件となっています。

県では、このような適正な飼養管理の方法や疾病、特に狂犬病に関する知識の習得について、行政の持つ広報媒体を活用するとともに、市町村や（一社）宮崎県獣医師会と連携し、各保健所での飼い主に対する「飼い犬のしつけ方教室」や適正飼養教室等を通じて普及啓発に努めてきました。

しかしながら、その効果としては、まだまだ不十分と言わざるを得ません。

### 【推進の方向と具体的施策】

#### (1) 動物の適正な飼養管理の推進

- ① 不妊・去勢手術等の繁殖制限措置の有用性についての理解を深め、その普及啓発について推進します。
  - ア リーフレット等の配布による普及啓発活動
  - イ 犬及び猫の繁殖制限措置に対する啓発支援
- ② 所有者明示措置の実施について、その意義について理解を深めその普及啓発について積極的に取り組んでいきます。
  - ア リーフレット等の配布による普及啓発活動
  - イ マイクロチップ装着等に対する啓発支援
- ③ 動物の習性や健康管理に対する正しい知識の習得を行い、疾病の予防法等について理解を深める機会を提供します。
  - ア 動物の適正飼養管理講習会の実施
  - イ リーフレット等の配布による普及啓発活動の強化
- ④ 猫の飼養者等に対し、「屋内飼養」の普及啓発に取り組みます。
  - ア 環境省告示の「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」の普及啓発

⑤ 家庭動物の正しい飼い方についての知識を普及啓発します。

ア しつけ方教室の開催

イ リーフレット等の配布による普及啓発活動

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	◎	◎	○	◎	◎	○
①イ	◎	◎	○	○	○	◎	○
②ア	◎	◎	○	○	○	○	○
②イ	◎	○	◎	○	○	◎	○
③ア	◎	○	○	○	○	○	○
③イ	◎	○	○	○	○	○	○
④ア	◎	◎	○	○	○	○	○
⑤ア	◎	○	○	○	○	△	○
⑤イ	◎	◎	○	○	○	○	○

◎主体、○協力・支援、△参加

(2) 啓発活動の強化

① 動物の適正な飼養管理についての普及啓発に関する市町村の取組みを強化します。

ア 市町村の動物愛護普及啓発担当窓口の明確化

イ 動物愛護週間事業における啓発活動の強化

ウ 動物愛護管理関係情報の提供機能の強化

エ 県・市町村・獣医師会との連携強化

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	○	◎	○	○	○	○	○
①イ	○	◎	○	○	○	○	○
①ウ	○	◎	○	○	○	○	○
①エ	◎	◎	◎	○	○	○	○

◎主体、○協力・支援

### 3 県民参加型の動物愛護推進のための体制づくり

#### 【現状と課題】

法第38条では、「都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。」と規定されています。

動物愛護推進員が行う活動としては、動物の愛護と適正飼養の重要性についての啓発活動の実施、繁殖制限等の措置に関する助言、譲渡の斡旋等、法に規定された活動を行うこととなっています。このように、行政より住民の身近にいる動物愛護推進員には、行政の手の届かない地域に根付いた形での動物愛護普及という重要な役割が期待されます。

しかしながら、県の現状を見た場合、動物愛護推進員の人数は平成18年度32名であったところ、平成24年度現在31名と、地域に根付いた活動や熱意のある住民について、確実な把握ができていないのが現状であり、動物愛護推進員活動に対する県民の理解や推進員制度の普及も十分とは言えません。

動物愛護を県民運動として高揚発展させていくためには、広く動物愛護推進員を委嘱し、このような地域に根付いた取り組みを県全体に広げていくことにより、自発的に意識を変えていくことが重要です。

そういう意味でも動物愛護推進員の活動は極めて重要な役割を果たすこととなりますが、現状では行政によるそのような取り組みへの技術的支援は十分とは言えず、今後地域での活動状況の把握、活動への技術的な支援体制について取り組んでいく必要があります。

#### 【推進の方向と具体的施策】

##### (1) 動物愛護推進員の委嘱と行動計画の充実

- ① 推進員制度の理解と普及を推進します。
  - ア 県及び市町村の広報の積極的な活用
  - イ リーフレット等の配布による普及啓発活動
  - ウ 動物愛護推進員の委嘱対象の拡大
- ② 推進員活動をより効果的に実施するため、必要な技術的支援を行うとともに、推進員の委嘱推進に努めます。
  - ア 推進員養成研修会の開催
  - イ 推進員実務研修会の開催
  - ウ 推進員活動マニュアルの作成
  - エ 推進員活動を支援するための市町村への活動支援窓口の設置

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	○	○	○	◎	○	○
①イ	◎	○	○	○	◎	○	○
①ウ	◎	○	○	○	○	○	△
②ア	◎	○	○	○	◎	△	△
②イ	◎	○	○	○	◎	○	○
②ウ	◎	○	○	○	○	○	○
②エ	○	◎	○	○	○	□	□

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

(2) 動物愛護関係者の資質向上

① 行政担当者、教育関係者等の資質向上のための研修を実施します。

ア 県・市町村の行政担当者研修会の実施

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	○	○	○	○	□	□

◎主体、○協力・支援、□その他



#### 4 動物愛護団体の育成と強化

##### 【現状と課題】

県内でも、犬及び猫の譲渡事業や適正飼養の啓発活動を行っている個人、グループが存在しており、広域的な活動区域をもつ大規模な団体や、法人格を有する団体も組織されています。

飼えなくなった犬及び猫の新しい飼養者を探す譲渡事業については、このような団体等との連携により、譲渡等の普及を図っています。

動物愛護活動を行う個人やグループによる活動は、本県の動物愛護を推進していくうえで、各地域において重要な役割を果たしていますが、こうした活動をさらに推進し、県下全域に広げていくためには、公益的な動物愛護団体の育成と強化を行うことが重要となってきます。

##### 【推進の方向と具体的施策】

##### (1) 動物愛護団体等への支援

- ① 県内において譲渡事業や動物の適正飼養等の普及啓発活動を行っている個人、グループ、団体等（以下「動物愛護団体等」という。）に対する支援を行います。

##### ア 適正譲渡講習会の実施

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	○	○	○	△	○	○

◎主体、○協力・支援、△参加

##### (2) 動物愛護団体等の連携強化

- ① 動物愛護団体等同士の間での連携を強化するために支援します。

ア 活動内容等についての情報を共有し、連携促進と活動推進のための協議の場の設置（例：動物愛護活動団体連絡協議会（仮称）の設置）。

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	○	○	○	△	○	○

◎主体、○協力・支援、△参加

## 5 動物取扱業者への指導と啓発

### 【現状と課題】

法第10条の規定により、「動物取扱業を営もうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならないこと」と規定されており、登録の基準や、登録後の遵守基準等が定められています。

また、平成24年の法改正では、動物取扱業のより一層の適正化を図るために犬猫等販売業に対する幼齢な犬猫等の販売規制、犬猫等健康安全計画の策定・遵守、帳簿等の提出義務、対面説明・現物確認の義務付け並びに第二種動物取扱業の届出等が規定されました。

さらに、動物取扱業者が扱う動物にあつては、一般的な商品としてではなく、命ある存在としての配慮が必要であり、顧客に対しても適正な飼養又は保管のために必要な情報を提供することが義務付けられています。

しかし、一部の動物取扱業者の中には、適正飼養に関する知識の不足や、誤った知識、手法等での動物の取扱いや、施設の衛生管理等について不適切である例もあるようです。

現時点において、県ではそのような事例は見受けられませんが、現行登録制度の遵守を引き続き推進するとともに、平成24年の法改正の趣旨を踏まえ、今後も動物取扱業者に対し、適正飼養・管理のための立入り及び指導を行い、購入者が安易な動物の飼養を行うことなく、適正飼養を推進するよう動物取扱業者の役割を推進していく必要があります。

### 【推進の方向と具体的施策】

#### (1) 動物取扱業者への適正飼養管理の指導

① 動物取扱業者に対し、その飼養・保管する動物が適正に飼養・保管されるよう指導します。

ア 年一回の立入りによる飼養・保管状態の確認と適正飼養の指導

イ 年一回以上の動物取扱責任者研修の実施

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	○	○	○	○	○	○
①イ	◎	○	○	○	○	○	○

◎主体、○協力・支援

#### (2) 動物取扱業者との動物愛護管理活動の連携

① 動物を飼養しようとし又は飼養している顧客と直接接点のある動物取扱業者により、顧客に対し適正飼養及び終生飼養や繁殖制限並びに所有者明示措置についての普及啓発について協力を依頼します。

- ア 動物取扱責任者研修会における協力の依頼  
 イ 動物取扱業者への様々な情報提供

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	○	○	○	□	□	□
①イ	◎	○	○	○	□	□	□

◎主体、○協力・支援、□その他

## 6 犬及び猫の引取り業務の改善

### 【現状と課題】

法第35条では飼えなくなり、所有権が放棄された又は遺棄され所有者のわからない犬及び猫について、都道府県等による引取り措置について定めています。

この引取り措置については、動物保護管理法が制定された昭和48年当時、犬や猫の安易な遺棄の横行と、それに伴う野良犬や野良猫の増加と咬傷事故などの人への危害の増加が社会問題となったため、飼養者の終生飼養の責務に反することとなるものの、やむを得ない事態としての緊急避難的措置として位置づけられたものであり、今後の終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者の責任の徹底につれて減少していくべきものであります。

県はこれまで、「定時定点引取り」の削減及び引取り手数料制度設定などにより、所有者による安易な飼養放棄やみだりな繁殖等の防止及び終生飼養の指導を図ってきました。

こうした施策により、飼い犬及び飼い猫の引取り頭数は、平成18年度5,826頭から、平成24年度には2,206頭に減少しました。

しかしながら、依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題の発生が一部においてみられております。また、平成24年の法改正により、所有者の責務として終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務が明文化されました。

このことから、更なる取組により、犬及び猫の引取り頭数を「ゼロ」に近づけるよう関係者が連携し、総合的な対策を推進していく必要があります。

### 【推進の方向と具体的施策】

#### (1) 引取りの削減

- ① 定時定点引取りを廃止します。
  - ア 定時定点引取り廃止
- ② 市町村別引取り頭数削減目標を設定します。
  - ア 総論で設定した動物愛護推進目標を達成するため、平成24年度実績を基準値として市町村別の引取り頭数削減目標の設定
  - イ 達成に向けた普及啓発活動の推進
- ③ 引取り対象を制限します。
  - ア 引取りを求める相当の事由がない場合の引取りの拒否

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	◎	○	○	○	○	□
②ア	○	◎	○	○	○	○	□
②イ	○	◎	○	○	○	○	○
③ア	◎	○	○	○	○	○	○

◎主体、○協力・支援、□その他

(2) 引取り手数料の改定

- ① 行政コストに応じた飼養者負担による引取り手数料の見直しを行います。

ア 法第35条に基づく犬又は猫の引取手数料の見直し

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	○	○	○	○	△	□

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

## 7 譲渡の推進

### 【現状と課題】

引き取った犬及び猫については、国が定めた「犬及び猫の引取並びに負傷動物等の収容に関する措置」の中で、家庭動物又は展示動物として適性のあるものについては、譲渡希望者等を募集するなどして、できるだけ生存の機会を与えるよう努めることと定められています。

また、引き取った犬及び猫等については、必要に応じて治療を行うことが定められています。

飼えなくなった犬及び猫に対し、少しでも生存の機会を与えるため、県では平成13年度から県独自の再飼養支援システムである「みやざきドッグ愛ランド」を県庁ホームページに開設し、不幸な犬及び猫を少しでも減らすため、飼養者が次の飼養者を探す橋渡しを行う事業に取り組んできました。

現在では、写真付きで譲渡したい犬及び猫を掲示することで譲渡とともに返還率の向上も図っています。

「みやざきドッグ愛ランド」へのアクセス数は年々増加し、平成24年度は約157万件のアクセスがありましたが、まだ県民全体に広く認知されているとは言い難く、より多くの県民に対して理解していただき、広く活用していただけるよう取り組んでいかなければなりません。

今後、動物愛護管理機能の充実を図るとともに、第二種動物取扱業を始めとしたボランティア等と積極的に協働し、譲渡の推進を図っていきます。

### 【推進の方向と具体的施策】

#### (1) 「みやざきドッグ愛ランド」譲渡システムの推進と普及啓発

① 県民に対し、本システムの認知度を高めるための広報活動を強化します。

ア 保健所や市町村の広報誌等の活用促進

イ リーフレット等の配布による周知

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	○	○	○	○	○	○
①イ	◎	○	○	○	○	○	○

◎主体、○協力・支援、□その他

#### (2) 引取りを行った犬及び猫についての譲渡への取り組み

① 行政で引き取った犬及び猫についての一般譲渡を行います。

ア 譲渡会の実施

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	○	○	○	◎	○	○

◎主体、○協力・支援、

(3) 第二種動物取扱業等ボランティアとの協働

- ① 第二種動物取扱業をはじめとしたボランティア等との協働を通し、譲渡を推進していきます。

ア ボランティアとの協働による譲渡の推進

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①ア	◎	○	○	○	◎	○	○

◎主体、○協力・支援

## 8 飼養者のいない猫の「地域猫」への取り組み

### 【現状と課題】

県では行政による犬及び猫の引取りのうち、猫の占める割合が多く、引取り頭数の77%を占めている状況です。

平成24年度の実績は2,353頭であり、この中には飼養者不明の猫、いわゆる「放置猫」として持ち込まれるものが少なくありません。

このことは、室内飼育が定着していないことや、不妊・去勢手術等の繁殖制限措置の必要性に対する認識の低さから、屋外で出産し、そのまま屋外で育っているものや飼養者から遺棄されたもの等がそのまま屋外で繁殖しているものもあると思われまます。

しかし、一方では、可愛いからという理由だけで、適切な管理を行うこともなく、無責任にエサを与える人がいることも事実です。

このような行為により、猫はそこを餌場として集まるようになり、結果として周辺の環境の糞尿による汚染や鳴き声、近隣の敷地への入り込み、庭を荒らす等の被害が発生する原因になります。

このため、単に猫を排除するのではなく、地域の問題として捉え、特定の飼養者のいない猫に繁殖制限措置を施し、地域の住民たちが協力して世話し、管理することで問題を解決する、いわゆる「地域猫」活動や動物愛護団体等が「地域猫」活動を支援する「TNR（Trap（捕獲） Neuter（不妊去勢）

Return（帰す）」活動等を実践し、真の共生に向けて、地域住民・行政・民間団体等が一体となって取り組む必要があります。

### 【推進の方向と具体的施策】

(1) 地域と行政及び民間との協同による「地域猫」や「TNR」への取り組みの推進

- ① モデル地区による「地域猫」への取り組みを推進します。
- ② 地域の合意形成を図るためのワークショップ等の開催を支援します。
- ③ （一社）宮崎県獣医師会を含めた不妊・去勢手術への支援体制を整備します。

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①	◎	◎	○	◎	◎	○	△
②	◎	◎	○	○	◎	△	△
③	◎	○	◎	○	○	○	○

◎主体、○協力・支援、△参加



## 9 学校教育との連携

### 【現状と課題】

子どもの頃に動物の飼育を体験することは、その体験を通じて、命の尊さや大切さ、他人への思いやりの心、他人との共感といった心を養うという、子どもの情操教育に非常に役に立つといわれています。

しかしながら、学校では適正な飼養管理に関する知識をもつ専門家がいないため、飼養動物の生理や習性を考慮した飼養が行われず、病気になった場合の治療体制についても組織的な連携がとれているとは言い難いのが現状です。

そこで、(一社)宮崎県獣医師会等との連携を図り、学校飼育動物の保健衛生や適切な飼養管理対策について、いつでも相談することができる「学校獣医師制度」の設置が望まれます。

また、学校等で飼養している動物の適正な飼養や動物とのふれあいについては、教師などの学校関係者、獣医師や動物愛護ボランティアなど、地域全体で支え合う仕組みを構築することが求められます。

### 【推進の方向と具体的施策】

#### (1) 学校獣医師設置モデル事業の推進と支援体制の構築

- ① 学校獣医師設置モデル校を設置し、事業評価を行います。
- ② 学校飼育動物支援のための、獣医師や動物愛護推進員等のボランティアの連携体制の構築を図ります。

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①	◎	○	○	○	□	○	□
②	◎	○	◎	○	○	○	□

◎主体、○協力・支援、□その他

#### (2) 幼児・児童・生徒に対する動物とのふれあいや適正飼養についての普及啓発

- ① ふれあい教室や適正飼養教室を開催します。
- ② 獣医師会や動物愛護推進員等のボランティアの連携体制を構築します。

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①	◎	○	○	○	○	□	□
②	◎	○	◎	○	◎	□	□

◎主体、○協力・支援、□その他

## 10 動物由来感染症対策

### 【現状と課題】

県では、狂犬病をはじめとする動物由来感染症の予防対策について、パンフレット等の配布や市町村の広報誌、動物愛護啓発事業等を通じて普及啓発活動を行っています。

動物取扱業者は、動物の販売時に事前に顧客に対して、その動物に係る動物由来感染症やその予防法についても説明を行わなければならないことが定められています。

動物取扱業者に対しても、動物由来感染症に関する正しい知識や、その予防法について理解を深めるよう指導していくとともに、一般の住民に対してもこれまで以上にその知識の普及啓発を推進する必要があります。

また、行政や獣医師会については、最新の知見や情報の収集、調査・研究を行っていくことも重要です。

このため県では、国立大学法人宮崎大学と連携協力し、新たな知見や情報の収集、調査・研究を進めるとともに狂犬病の国内での発生に備え、検査体制の構築を図っていきます。

### 【推進の方向と具体的施策】

#### (1) 動物由来感染症に関する正しい知識の普及

- ① ホームページ等を活用した動物由来感染症情報を発信します。
- ② 動物取扱業者を通じた飼養者への正しい知識の普及啓発を推進します。
- ③ リーフレット等の配布による普及啓発を実施します。

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①	◎	○	◎	○	○	○	○
②	◎	○	○	◎	○	○	○
③	◎	○	○	○	○	○	○

◎主体、○協力・支援

#### (2) 動物由来感染症の情報収集とその提供

- ① 国をはじめとする関係機関との連携による、動物由来感染症に関する情報収集を行います。

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①	◎	○	○	○	○	○	○

◎主体、○協力・支援

(3) 動物由来感染症マニュアルの作成

- ① 狂犬病をはじめとする動物由来感染症の対応マニュアルを作成します。

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①	◎	○	○	○	○	○	□

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

(4) 宮崎大学との連携

- ① 国立大学法人宮崎大学産業動物防疫リサーチセンターと連携し、狂犬病等に対する検査体制を構築します。

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①	◎	○	○	◎	○	○	□

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

## 11 災害時対策

### 【現状と課題】

近年、地震や風水災害等の自然災害の発生頻度が増えています。こういった災害が発生した場合の対策について事前に想定し、動物の飼い主には避難所生活に備えた「しつけ」や「感染症予防」等の適切な管理を行うこと、動物のための最低限の非常用携行品を準備しておくことが求められています。

また、宮崎県地域防災計画に基づき、(一社)宮崎県獣医師会、市町村及び動物愛護団体など、県内の関係機関が連携し、迅速な動物の救護などの対策が行える体制を構築することが必要となっています。

### 【推進の方向と具体的施策】

#### (1) 動物の飼い主の備え

- ① 「しつけ」、「感染症予防」等を含めた適切な管理を推進します。
- ② 非常用携行品の準備を啓発します。

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①	◎	○	○	○	○	◎	○
②	◎	◎	○	○	○	◎	○

◎主体、○協力・支援、□その他

#### (2) 災害対策に備えた県、獣医師会、市町村及び関係団体との連携

南海トラフ等巨大地震が発生した際に、近隣県からの愛護動物の救援活動が迅速かつ円滑に行えるように九州・山口9県による「災害時愛護動物救護応援協定」を平成25年10月22日付けで締結しました。

今後、愛護動物の被害想定等を含め、協定に規定された連携の強化を図っていきます。

- ① 地域防災計画等に基づいた対応マニュアル等を整備します。
- ② 地域防災訓練への同行避難を推進します。
- ③ 救護動物に対するサポート体制を整備します。

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①	◎	◎	◎	○	○	□	□
②	◎	◎	○	○	○	△	○
③	◎	◎	○	○	○	△	○

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他

(3) 災害時の動物救護対策

- ① 避難所における同行避難への体制を整備します。
- ② 動物シェルター等一時保管施設を確保します。
- ③ 関係団体等によるサポート体制を確保します。
- ④ 動物愛護推進員による動物の避難、保護活動への協力を支援します。

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	推進員・団体 ボランティア	飼養者	県民
①	◎	◎	○	○	○	△	○
②	◎	○	◎	○	○	△	○
③	◎	○	◎	◎	◎	△	△
④	◎	○	○	○	◎	○	○

◎主体、○協力・支援、△参加

(4) 特定動物の災害時対策の徹底

- ① 特定動物逸走時対応マニュアルを整備します。
- ② 飼い主等による災害時対策の徹底を図ります。
- ③ 逸走時の動物収容の体制を整備します。

	県	市町村	獣医師会	関係機関 関係業界	動物取扱業者	飼養者	県民
①	◎	○	○	○	○	△	□
②	◎	○	○	○	○	◎	□
③	◎	○	○	○	○	◎	○

◎主体、○協力・支援、△参加、□その他